

2018年3月23日

文部科学大臣 林 芳正 殿

日本出版労働組合連合会
中央執行委員会

【抗議文】文部科学省は教育現場への不当な支配介入を謝罪し、経緯を直ちに全面開示せよ

3月1日、貴省初等中等教育局教育課程課は、名古屋市の公立中学校で2月16日に行われた前川喜平前文部科学省事務次官による公開授業について、名古屋市教育委員会（以下市教委）に対し15項目にわたる質問を行ったうえ、録音データの提供まで求めた。市教委が当該校の校長の回答を貴省に送った翌日の3月6日、貴省はさらに11項目の追加質問を行って執拗に回答を求め、当該校の校長は同様の手順で3月7日に再回答した。

貴省の行った一連の行為は、教育への不当な介入であり、また後述するように教育基本法第16条に違反する「不当な支配」というべきものであり、民主主義社会ではどうてい許されるものではない。しかも報道によれば、今回の質問は自民党の池田佳隆衆議院議員及び赤池誠章参議院議員の「照会」から起こったもので、池田議員にいたっては市教委への質問項目の添削まで行ったという。あからさまな教育への政治介入である。両議員の越権行為は論外だが、それを唯々諾々と受け入れた貴省の姿勢もどうてい許されるものではない。

以下の観点から、貴省の行為に強く抗議する。

1. 「教育は、不当な支配に服することなく」とした教育基本法第16条に反する違法行為である。
2. 「教育内容に対する国家的介入はできるだけ抑制的であることが要請される」とした旭川学力テスト最高裁判決に反している。
3. 「教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる」とした地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第48条を著しく逸脱している。
4. 講演者である前川氏の経歴を問題として氏の人権を侵害するだけでなく、政権の意に沿わない者を排除しようとする一部の政治家からのきわめて不当な圧力を、国民全体の奉仕者であるべき貴省が行った。

森友学園問題や加計学園問題と同様、特定の政治家からの圧力や彼らへの忖度は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とした憲法第15条2項を蹂躪する明らかな違憲行為であり、国民に対する重大な背信行為である。

教育の自由を求める出版労連は、貴省が今回の件について、その経緯を速やかにかつ全面的に開示し、公式に謝罪することを強く求めるものである。

以上

【本件連絡先】

日本出版労働組合連合会

〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F

Tel.03-3816-2911/Fax.03-3816-2980/E-mail sumi@syuppan.net